

指定認知症対応型共同生活介護事業所
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームしずくいし

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「株式会社 しずく」が運営する「グループホームしずくいし」(以下「事業所」という)が行う認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームしずくいし
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割81番地26

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

①管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

②計画作成担当者 2名 (うち兼務1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する病院等との連絡・調整を行う。

③介護従業者 11名 うち、常勤：10名 非常勤：1名

介護従業者は、指定認知症対応型行動生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第6条 利用定員は、2ユニット合計18名(1ユニット各9名)とする。

(営業時間・サービス提供時間及び営業日)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 年中無休

2. 営業時間 24時間

(介護の内容)

第8条 認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

①入浴・排泄・食事・着替え等の介助

②日常生活上の世話

③日常生活の中での機能訓練

④相談・援助

⑤日常的な健康管理

2 利用者の1日の予定は下記のとおりとし、活動時間は6時00分から20時までとする。

起 床	6時00分
朝 食	7時00分
体操・血圧測定	9時00分
水分補給	9時30分
入 浴	10時00分
昼 食	12時00分
自由時間	13時00分
お や つ	15時00分

夕　食	17時30分
就　寝	20時00分

（介護計画の作成）

第8条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更には、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行う。

（短期利用共同生活介護）

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（利用料等）

第10条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護並びに短期利用共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合が2、3割負担の場合、別紙利用料金表を参照する。

1 介護保険

認知症対応型共同生活介護利用料Ⅱ

要支援	2	749円／日
要介護	1	753円／日

要介護	2	788円/日
要介護	3	812円/日
要介護	4	828円/日
要介護	5	845円/日

2 介護保険 加算

次に掲げる項目については、利用者の利用に応じて支払いを受ける。(①から⑭までは利用者負担割合が1割の場合の金額です。)

①初期加算	30円/日 (入居から30日のみ算定)
②医療連携体制加算	62円/日
③認知症専門ケア加算	3円/日
④サービス提供体制強化加算	22円/日
⑤生活機能向上連携加算	200円/月
⑥退去時相談援助加算	400円/回 (1人1回のみ)
⑦看取り介護加算	144円/日 (死亡日以前4～30日)
	680円/日 (死亡日前日及び前々日)
	1, 280円/日 (死亡日)
⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
⑨若年性認知症利用者受入加算	120円/日
⑩介護職員処遇改善加算	
合計自己負担介護費 (基本サービス費+各種加算) × 18.6%	
⑪科学的介護推進体制加算	40円/月
⑫口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6ヶ月ごと
⑬協力医療機関連携加算	100円/月
⑭高齢者施設など感染対策向上加算	10円/月 (R7以降は5円/月)

3 施設利用料

① 家賃	8～9畳	1010円/日
	6畳	750円/日
② 食材費		1, 350円/日

- | | | |
|---|--|---------------------------------|
| | 朝食 | 400円 |
| | 昼食 | 450円 |
| | 夕食 | 500円 |
| ③ | 水道光熱費 | 600円/日 |
| ④ | 燃料費 | 300円/日（11月から4月まで） |
| ⑤ | 家電持込 | 500円/月（1台当たり） |
| ⑥ | その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費（理髪代、オムツ、生活用品など） | |
| ⑦ | 受診時の送迎費 | |
| | 10キロ未満/往復 | 1000円/1回（つなぎ温泉病院、雫石診療所、大森クリニック） |
| | 10キロ以上/往復 | 1500円/1回（鶯宿温泉病院） |

- 4 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日までに自動口座引き落としにて受けるものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第11条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（秘密保持）

第12条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

（苦情処理）

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口等を設置するなど、必要な措置を講じる。

2 利用者及びその家族から苦情を受けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 市町村または国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村または国民健康保険団体連合会に報告する。

（事故発生時の対応）

第14条 サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 介護従業者は、事故の助教及び事故に際して取った処置等を記録する。

3 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（当事業所は、あいおいニッセイ同和損保の損害賠償責任保険に加入しています）

（衛生管理）

第15条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに、必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第16条 利用者心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条 非常災害が発生した場合従業者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力期間等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り避難訓練を行う。

（身体拘束の禁止）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の規程による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規程による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所は、この事業を行うためケース記録、利用者負担金収納簿その他必要な記録帳簿を整理する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

制定

平成15年12月16日

改訂

平成18年11月 1日

平成22年12月 1日

平成27年 4月 1日

平成27年10月 1日

平成30年 4月 1日

令和元年10月 1日

令和3年4月1日

令和5年4月1日

令和6年4月